

日本建築学会 SDGs 宣言

一般社団法人 日本建築学会

前 文

人類は気候変動を含む地球環境破壊により危機的な状況に直面し、2020年にはさらに新型コロナ禍のパンデミックに直面しています。日本建築学会（以下、本会）も深く関係する人間の社会経済活動がもたらした状況であるとの認識の上で、社会資本の維持と改造、空間・環境財として建築の大変革が必要となっています。

我が国では大都市圏への一極集中が進む一方で、少子高齢化、人口減少、地方の衰退、空家問題等の課題を抱え、建築のつくり方やつかい方の大変革、新たなライフスタイル、まちづくりビジョンとアクションにより、持続可能な社会への移行が必要となっています。

本会では、倫理綱領・行動規範(2014)において、建築技術の継承と伝統文化の崇敬、安全な建築と良質な都市環境の構築、機能的で美しい生活環境の創造、地球環境の保全と持続可能な発展、学術的中立性に基づく公益情報の共有と発信、知的財産の尊重と不可侵、地域社会や国際社会への貢献と寄与を基本理念としてきました。また、1990年代より地球環境問題への取り組みを開始し、1997年会長声明、2000年に「地球環境・建築憲章」を建築関連五団体と共同で宣言し、建築関連分野の地球温暖化対策ビジョン 2050(本会が主導し関連団体と起草,2009)、同アクションプラン(2015)など気候変動問題にも取り組み、さらに2021年1月に「日本建築学会 気候非常事態宣言」を発信しました。

本会の中長期計画(2016)の10年間目標として5つのビジョン（建築の未来への貢献、学術基盤の維持と発展、国際化対応、会員ニーズへの対応と充実、学会の持続的発展）を示し、30の行動項目では、地球環境問題への対応、少子高齢化社会の地域創生、イノベーションの推進、建築学の総合化の必要性等の行動項目を掲げています。さらに、中長期計画を見直し、その先への長期的な展望に向けて取り組んでいます。

2015年から国連のSDGs（持続可能な開発目標）への取り組みが開始され、世界的に進められています。建築の社会的役割と責任を自覚し人々に貢献することを使命とする本会においても積極的SDGs行動が求められています（倫理綱領,2014）。SDGs対応タスクフォースが各委員会に対して行ったアンケート調査(2019)では、幅広い分野においてSDGsに関連する多面的な活動に積極的に取り組んでいる姿と今後の取り組みへの意思が確認されています。

こうした、これまでの取り組み実績を踏まえ、益々深刻化する地球環境危機に対処するためにも、真摯に自然と向き合う建築のあり方の変革と進化を含めたさらなる積極的で革新的な行動を推進するべく、以下のSDGs建築行動を宣言します。

SDGs 建築行動宣言

1. SDGs 実現への行動計画の展開

本会は、2015年国連で合意されたSDGsの達成のために、建築・都市・地域分野における調査・研究・教育・社会貢献のための行動を行い、日本及び地球世界のより持続可能で全ての人々が幸福を享受できる環境の創造と維持のために行動していきます。本会はSDGsの全ての目標に関係しており、市民及び関連分野と協力してその目標実現のために行動します。特に持続可能なまちづくり（ゴール11）とつくる責任・つかう責任（ゴール12）を核として行動していきます。

なお、この活動の実施状況は研究、教育、実践において随時確認していくとともに、SDGs達成のための主要成果評価指標（KPI：Key Performance Indicator）を作成し定期的に見直します。さらに関連学会、関連業界との協力の下に次世代へとつなぎ、SDGsの先の地球世界のための行動へと発展させていきます。

2. 本会の行動

本会と会員は、本会の倫理綱領と行動規範に基づく科学・技術・芸術の融合した活動を行うとともに、会員は、各自の専門知識がSDGsの達成に寄与しうるものであることを自覚し、各自の活動の場においてSDGsの達成に尽力するとともに、関連する諸活動に積極的に参加することが望まれます。本会は、運営においてジェンダー、働き方、公正性等についてもSDGsの視点からの見直しと行動を展開し、関連学協会とも連携してSDGsの目標を達成していきます。

3. SDGs 建築の行動方針

SDGsは17ゴールと169のターゲットからなり、本会における建築に関連する調査・研究・教育・実践は、全てのゴールの達成に貢献する行動及びゴール間の関係性を深め総合的にゴールの達成を目指します。さらに、ゴール11「持続可能なまちづくり」とゴール12「つくる責任・つかう責任」を核とした組み合わせにより7テーマの行動方針で臨みます。

本会の特徴である学術・技術・芸術の総合化の下に、科学的分析による研究成果を社会に還元し、より具体的な政策に波及させ、より良い社会構築に貢献します。

a. 科学技術での貢献

持続可能な発展を目指し、資源の有限性を認識してさらなる科学技術革新に貢献し、学術・技術・芸術を総合した豊かな人間生活の基盤となる建築・都市・農村・地域を研究する責任とそれらを創造する責任を果たした上で、市民とともにそれらの建築環境を使う責任を果たす。



b. 健全な環境づくり

感染症対策、健康と快適性、衛生および福祉に配慮して伝統と文化を尊重し、ライフスタイルの改革を進め、社会生活の向上と人々の生活価値を高めるために努力する。



c. 良好な社会ストックの維持活用

建築が近隣や社会に及ぼす影響を自ら評価し、人口減少社会の中で建築ストックの有効活用を進めて良質な社会資本の充実と公共の利益のために努力し、働きがいのある社会の構築に貢献する。



d. 気候危機・地震等災害対応と脱炭素社会

気候危機、地震等の災害に対してのレジリエントな対応、省エネルギーとクリーンエネルギーによる脱炭素社会、都市と農村の連携による循環・自然共生社会の構築、国産木材利用等適正な資源利用に貢献する。



e. 生態系の保全と適正利用

地球環境と陸地海洋生態系に十分配慮して個々の地域の生態系と共生し、直接・間接の環境負荷を最小化した上で、大規模集中から分散ネットワークによる建築・まちづくり・むらづくりに貢献する。



f. 衣食住の保障と平和で平等な社会づくり

基本的人権を尊重して弱者を守り、衣食住が保障された持続可能な平等で平和な国際社会の構築に貢献する。



g. 建築とまちづくり教育

建築をつくる人、つかう人への教育を行い、子どもから高齢者、市民から専門家への幅広いつながりを意識した上で海外とも交流して協力関係を築き、皆ともに知識を共有し学ぶことにより、人間活動のための建築、都市、農村、地域の創造と維持にまい進する。



以上